

ID: 3032

担当部署: 産業課

処分の概要	土地改良事業(変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業を含む。)の施行によりその地域に編入すべき土地で公用等に供するものに係る承認(国土交通省所管の国有財産(河川法第100条第1項に規定する準用河川の用に供されているもの及び道路法第8条第1項に規定する市町村道の用に供されているもの(同法第92条第1項の規定により不用物件となったものを含む。))で、県が管理するものに限る。)に限る。)		
法令名 根拠条項	土地改良法施行規則 第69条第4号及び第75条の2の2第5号		
法令番号	昭和24年農林省令第75号		
<p>【基準】</p> <p>省令第69条第4号及び第75条の2の2第5号の規定による。 (農業協同組合等の行う土地改良事業)</p> <p>第69条 法第95条第1項の認可の申請をするには、その申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(4) 当該土地改良事業の施行によりその地域に編入すべき土地で国有地又は国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供しているものがあるときは、その土地を管理する行政庁又は地方公共団体の承認のあつたことを証する書面</p> <p>第75条の2の2 法第95条の2第1項の認可を申請するには、その申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(5) 変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域に新たに編入すべき土地で国有地又は国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供しているものがあるときは、その土地を管理する行政庁又は地方公共団体の承認があつたことを証する書面</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日